

取扱区分：「公開」

令和2年第6回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和2年6月10日（金）10時00分

於：周南市役所 1階多目的室 北

令和2年第6回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和2年6月10日(水) 午前10時00分～午前10時25分

2 場所 周南市役所 1階 シビックプラットホーム 多目的室(北)

3 会議に付した議案

議案第18号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第19号	農地法第5条の規定による許可申請について	9件
議案第20号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・ 評価(案)の承認	1件
議案第21号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案) の認定	1件
議案第22号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用 地利用集積について	36件
報告第12号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	3件
報告第13号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	4件
報告第14号	非農地証明について	5件
報告第15号	農地所有適格法人報告書の提出について	2件

4 出席委員

第1番 竹安昌巳君	第2番 林俊一君
第3番 松田孝行君	第4番 藤原典子君
第5番 岩田実君	第6番 弘中壽君
第7番 山崎光夫君	第8番 徳本勉君
第9番 秋貞啓子君	第10番 佐伯伴章君
第11番 高橋恵君	第12番 藤井孝君

第13番 原 田 雅 之 君 第14番 歳 光 時 正 君

第15番 田 中 榮 作 君 (会長職務代理者)

第16番 笠 井 保 雄 君 (会長)

5 欠席委員

無し

6 事務局職員

局 長 久 野 哲 郎 次 長 原 田 省 二

次長補佐 時 重 智 一 書 記 重 岡 のぞみ

事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、定足数ですが、本日の出席委員は16名中16名で、会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時00分～）

議長（笠井会長）

皆さん、おはようございます。

議事の進行につきましては、なるべく短時間で進めたいと思いますので、ご協力をお願いします。

それでは、令和2年第6回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第1番竹安委員、第10番佐伯委員のご両名をお願いいたします。

次に、議事日程第2、議案の審議に入ります。

議案書の1ページ、議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、1議案1件です。

それでは、議案第18号1番につきまして、地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第13番

原田雅之委員

議案第18号1番について補足説明いたします。

去る5月26日に現地確認、コロナウイルスの関係もあって、6月8日に申請人と電話にて意思確認いたしましたので、報告いたします。

現地は雑草が茂っておりました。

申請人の話では防草シートが張られてはいるものの、10年近く経過し破れて雑草が繁茂してしまったとのことでした。

譲渡人は相続したものの遠方のため管理もできず困っており、譲受人は家のすぐ近くでもあり、畑または果樹を栽培したいとのことでした。

譲受人も長年申請地周辺で水稻を栽培しているので、譲渡人の申し出に応じ耕作管理していきたいとのことでした。

トラクター、管理機、草刈機等、営農するのに必要な機材を保有し、奥さんと二人で営農するとのことと問題ないと考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（笠井会長）

議案第18号1番につきましては、事前にご意見、ご質問はございませんでしたので、これより採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

次に、議案書の2ページ・3ページ、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、1議案9件です。

議案第19号1番及び2番につきましては、譲渡人及び譲受人が同一で土地も近隣ですので、一括して審議いたします。

なお、事前にご質問がありましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局次長

それでは、徳本委員さんから事前にご質問を頂きましたので、その内容と回答を申し上げます。

先ず、番号1につきまして、ご質問は『土地の利用計画図における雨水の流れが直線で1137番1から1137番3を超えて流れる様になっているが、1137番3は盛土をする様に写真から見える。盛土工事等は、委員会は関係ないとする事でよいか。』でございました。

この回答といたしまして、宅地である1140番3との一体利用のため、断面図のとおり1137番3は盛土を行います。図に示されている西から東に向かって流れる「雨水の流れ」は誤りでございます。大変申し訳ございません。訂正した土地利用計画図をお配りしておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、番号2につきまして、ご質問は『現地の写真では既に盛土がされている様であるが、事前着工ではないのかと思われる。』でございました。

この回答といたしまして、当該農地は既に資材置場として使用されており、無断転用にあたりますので、令和2年5月13日付けで、お詫びと今後は農地法を遵守する旨の始末書が申請人から提出されております。

なお、当該農地は平成30年7月の豪雨災害で土砂が流れ込み災害復旧工事の資材置場としても供されておりました。

以上でございます。

議長（笠井会長）

それでは、地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第13番

原田雅之委員

議案19号1及び2番について説明いたします。

去る5月26日及び6月8日に現地確認、6月8日に両申請人と現地にて意思確認いたしましたので報告いたします。

1番の申請地は借受人経営の会社事務所に隣接しており、現状、草刈がされておりました。

新たに資材置き場及び車両駐車場が必要となり、道路との接続も良く、事務所に隣接する申請地を賃貸借するとのことでした。

周辺は事務所、道路、南面は農地で事務所敷地と同じレベルにするため、畑に隣接する面を1メートル程度、石積みするとのことでした。

した。

その際、隣接農地の日当たりの妨げにはなりません。

2番の申請地は、借受人経営の会社事務所から50メートル程度離れており、周囲では各所一昨年の豪雨災害の被害が見受けられる地域です。

申請地は2筆に分かれており、そのうちの1筆の転用となります。

現地はすでに豪雨災害の復旧工事が出た、大量の土砂や岩が置かれた状態でした。

無断転用にあたり、始末書も添付されており今後このような事が無いよう留意すると話しておりました。貸付人も借受人経営の会社の関係者で、事前に資材置き場として利用することは承知していたとのことでした。

元々は道路よりかなり低い位置の農地で、利用するには不便な印象でした。

周辺は道路、川、貸付人所有農地で周辺農地への影響もなく、川に面する部分はブロック積みした上に盛り土して芝を植えるとのことでした。

1,2番とも事業計画、平面図、被害防除計画書に添って調査いたしました。特に問題ないと考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（笠井会長）

その他にご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がありませんので、議案第19号1番及び2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番及び2番は、許可と決定いたします。

す。

次に、3番につきまして、地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第6番

弘中 壽委員

当案件について、去る6月1日、事務局長、次長と共に現地を確認いたしました。

譲受人は譲渡人の贈与により、権利移転するものであります。

現地は、譲受人が家族介護のための設備及び環境整備をするものであり、周辺に転用後の悪影響はないと認められます。

議長（笠井会長）

議案第19号3番につきましては、事前にご意見、ご質問はございませんでしたので、これより採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

次に、4番につきましては、事前にご質問がありましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局次長

それでは、徳本委員さんから事前にご質問を頂きましたので、その内容と回答を申し上げます。

ご質問は『1850番1は既に道路となっているが、1850番3の建築の建物と今回申請の土地に建築される建物は、建築基準法は遵守しているだろうか』でございました。

この回答といたしまして、申請書に添付されております事業計画書や土地利用計画図、造成計画平面図、建物平面図・立面図などから、建築基準法は当然遵守されていると判断し受理しております。ご理解の程お願いいたします。

以上でございます。

議長（笠井会長）

それでは、地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第6番

弘中 壽委員

当案件について、去る6月1日、事務局長、次長と共に現地を確認いたしました。

当案件は、自己用住宅用地として転用申請されたもので、現地状況は周囲に住宅が散在する地域であって、農地法上の申請要件も揃っており、農地基盤である農道、水道もこの転用により悪影響が生ずることはないと確認されました。

議長（笠井会長）

その他にご意見、ご質問はございませんか。

第8番

徳本 勉委員

1850-1は、すでに道路となっているかとの質問であるが、どうなのかな。

事務局次長

すでに道路となっております。

議長（笠井会長）

他にご意見はございませんか。議案第19号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、4番は、許可と決定いたします。

次に、5番及び6番につきましては、譲渡人が同一で土地も隣接しておりますので、一括して審議いたします。

地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第11番

5月29日に事務局の方と現地を確認しましたので報告します

高橋 恵委員

。

譲渡人、譲受人とは委任状が出ていましたので、代理人に電話にて意思確認いたしました。

申請地の現状は耕作されていませんでしたが、きれいに草刈はされておりまして。

譲渡人は今後も耕作していくことが困難な為、子供である譲受人に申請地を譲渡し、太陽光発電事業で土地の有効利用をはかりたいと思い、今回の申請となりました。

尚、6番の申請地は日陰になる場所があり太陽光発電に適さない為、その部分は除外しての申請になります。

書類等も完備されていますので、問題ないと思われま

議長（笠井会長）

議案第19号5番及び6番につきましては、事前にご意見、ご質問はございませんでしたので、これより採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、5番及び6番は、許可と決定いたします。

次に、7番につきまして、地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第6番

弘中 壽委員

当案件について、去る6月1日、事務局長、次長と共に現地を確認いたしました。

当申請地の周辺、申請事由の太陽光発電設備が設置稼働しており、当申請もその隣地にあたります。

許可実施されれば、これもその一施設となるものと考えられます。

。

他に問題となる事項はないものと確認されます。

議長（笠井会長）

議案第19号7番につきましては、事前にご意見、ご質問はございませんでしたので、これより採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、7番は許可と決定いたします。

次に、8番につきまして、地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第6番

弘中 壽委員

当案件について、去る6月1日、事務局長、次長と共に現地を確認いたしました。

当申請地の周辺、申請事由の太陽光発電設備が設置稼働しており、当申請もその隣地にあたります。

許可実施されれば、これもその一施設となるものと考えられます。

他に問題となる事項はないものと確認されます。

議長（笠井会長）

議案第19号8番につきましては、事前にご意見、ご質問はございませんでしたので、これより採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、8番は許可と決定いたします。

次に、9番につきまして、地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第5番

岩田 実委員

議案第19号9番について補足説明いたします。

本申請は農地転用の権利移動許可申請になります。

地目は田、面積は234平方メートルです。

5月31日譲受人である建売住宅業者の代表の方と現地で意思確認をしました。

現状は草刈はされていましたが、耕作はされていませんでした。

周辺は、住宅化が進み水田としての管理は難しいと思われます。

申請書、位置図、事業計画書、設計図、資金計画、被害防除計画書の調査項目にしたがい調査しましたが、問題ないと思われます。

譲渡人は高齢のため自宅へ伺い意思確認をしました。

後継者もなく、管理が出来ないので譲渡すとのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（笠井会長）

議案第19号9番につきましては、事前にご意見ご質問はございませんでしたので、これより採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、9番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第20号及び議案第21号を一括して議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページ議案第20号及び5ページ議案第21号、併せて別紙1及び別紙2をご覧ください。

農林水産省より「農業委員会の適正な事務実施について」という通知の中で「農業委員会は、活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定を行うものとする。」と定められ、作成公表が義務付けられたものです。

内容についての詳細な説明は、省略させていただきますが、前年度、実施したことについての自己評価と、今年度の計画策定を

行うものです。

ご承認いただければ、6月末までにホームページで公表、7月15日までに県へ提出のスケジュールとなります。

以上です。

議長（笠井会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第20号及び議案第21号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

第6番

弘中 壽委員

ここに記載されてる数字、基準となっている数字は農業センサスからですか。

事務局

2015年の農業センサスから持ってきているものや、評価については、統計年報及び各種調査の数字から拾っている。

議長（笠井会長）

他に、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第20号及び議案第21号につきまして採決を行います。

承認、認定とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第20号及び議案第21号につきましては、原案のとおり、承認、認定と決定いたします。

なお、本件につきましては、事務局より県へ報告をお願いいたします。

続きまして、議案第22号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページ及び別紙3「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

本議案につきましては、農林課から説明を受けた後、農業委員会の決定を行いたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

農林課職員説明

それでは、議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による、農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

本日は4月までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、7月1日の広告となるものでございます。

内容につきましては、徳山地区10件、新南陽地区8件、熊毛地区1件、鹿野地区3件の合計22件、39筆の案件です。

農地中間管理機構への貸付けが向道地区・長穂地区・八代地区の3地区におきまして、14件、25筆です。

なお、農地中間管理機構への貸付け期間は通常10年となりますが、向道地区番号1の案件は、出し手の方のご都合で5年としております。

説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（笠井会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第22号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第22号につきまして、採決を行います。

認定とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして報告事項ですが、先月同様、省略します。

これで、本日の議案の審議は全て終了しましたので、令和2年第6回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会(10時25分)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和2年6月10日

周南市農業委員会

会 長 笠 井 保 雄

委 員 竹 安 昌 巳

委 員 佐 伯 伴 章